

指定管理者による管理運営の概要

施設概要	名称	沖之島漁港	
	所在地	近江八幡市沖島町	
	設置目的	琵琶湖漁業の拠点漁港として、また、県内漁港の中で第1の水揚げ高を誇る漁港として地域の発展に寄与する 沖島の玄関口として、施設利用者が一人ひとり安心して利用できる施設とする	
指定管理者	名称	沖島漁業協同組合	
	所在地	近江八幡市沖島町4-3	
指定管理業務の内容	維持運営計画の策定に関する業務 使用料等の徴収に関する業務 施設の使用届等に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 漁船以外の船舶の係留施設利用の管理に関する業務 水域施設（航路・泊地）の管理に関する業務 輸送施設（漁港内道路）の安全管理に関する業務 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 施設内の環境美化等のための管理に関する業務		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）		
指定管理料	平成18年度：1,000千円 平成19年度：1,000千円 平成20年度：1,000千円		